

2020年7月7日

国立大学法人金沢大学  
学長 山崎 光悦 様

金沢大学教職員組合  
執行委員長 市原 あかね

## 「遠隔授業に係る著作権に関する要請（通知）」に関する申入れ

6月25日付けで出された、「遠隔授業に係る著作権に関する要請（通知）」に関して、以下のおり申し入れます。担当理事との懇談を求めます。どうしても懇談が難しい場合については、その理由および申入れ内容についての回答を求めます。

### 記

1. 指定管理団体（SARTRAS）に届け出を行わないこととした理由について説明すること。

届け出を行わない理由として通知文に記載されているのは、「当該制度を運用する管理団体と見解を異にする」ということのみであり、これでは説明がないと同義です。管理団体と本学の見解がどのように異なっているために、届け出を行わないことにしたのか、具体的に説明してください。届け出をしないことによって、遠隔で授業を行う教員は教材づくりに大きな負担を強いられ、また期せずして著作権を侵害してしまった際に発生するペナルティーについて強い不安感じており、この一文だけでは到底納得できません。少なくとも大学として今回の決定に至った理由、今後の見通しについて詳しく説明すべきです。

2. 遠隔授業の教材作成および配付に関して、教員の労力軽減に配慮した措置を行うこと。

指定管理団体に届け出を行わないことで、教材作成の労力が大幅に増えるこ

と、また期せずして著作権を侵害してしまった際に何らかのペナルティーが発生することは事実です。

今後も遠隔授業が続くことを考えれば、届け出を行うことが適切な判断であると考えますが、もし届け出を行わないのであれば、教員の負担・不安軽減のために大学として一定の配慮をすべきです。具体的な提案（あるいは届け出をすること）を求めます。

以上